

令和8年6月定例会 一般質問

質問日 6月10日（水）1番

質問者 堀江 ゆう議員



大阪維新の会の 堀江 ゆう です。
それでは、通告に従い順次質問させていただきます。

1 仲介サイト上の違法民泊の対応について

まず、仲介サイト上の違法民泊の対応について伺います。令和8年3月に観光庁が公表したデータでは、令和7年3月末時点で、住宅宿泊仲介業者等が取り扱う民泊物件等の数は延べ168,275件、前年同月比164.4%と、全国的に大きく増加しています。

昨年6月の一般質問において、民泊に関する住民からの苦情等への対応について伺いました。その際、許可施設については必要に応じて立入検査を実施し、相談や通報があった場合には速やかに状況把握と指導を行い、特に無許可施設については直ちに営業をやめさせるなど、厳しく対処しているとの答弁をいただきました。

一方で最近では、府民から、民泊仲介サイトに届出のない施設が掲載されているのではないかと、また旅行者が違法民泊と知らずに利用しているのではないかと、といった不安の声も届いています。民泊は本来、日本国内の住宅や土地を活用する事業であり、国内法に基づく適正な運営が求められます。しかし近年は、海外サイトや海外事業者を介して集客されるケースも見受けられ、現場行政だけでは対応が難しい課題も生じています。

仲介サイトについては国の所管と承知していますが、大阪は全国有数のインバウンド受入地域であり、こうした課題の最前線に立つ地域としてどのような役割を果たしていくのか、府民文化部長にお伺いいたします。

○適法な民泊の普及促進を図るためには、住宅宿泊仲介業者が運営する仲介サイトには届出された民泊施設だけが掲載されていることが適切と認識している。

○住宅宿泊仲介業者の監督権限は国が有しており、国において仲介業者に定期的な点検・報告を求めるとともに、違法な民泊施設の掲載があった場合には仲介業者に削除等の要請を行っている。

○さらに、近年の民泊の急増に伴い、より迅速な対応が求められることから、国の民泊データベースと仲介サイトの物件を照合し、一致しない場合は、仲介サイトから自動的に確実に削除できるよう、国においてシステムの拡充が図られているところ。

○府としては、適切な民泊制度の運用に向け、国の新たなシステムが効果的に運用されるよう、必要に応じて国に対して要望等を行うとともに、健康医療部の取組みと連携し、違法民泊施設の解消に向けてしっかり取り組んでまいります。

国の民泊データベースと仲介サイトとの照合により、無届施設の自動削除を進めるとのことであり、その取組みには大いに期待しています。一方で、この仕組みは国内制度の枠組みで把握できる事業者等が中心になるものと考えており、海外事業者が運営するサイトや海外向けサービスの中には、同様の対応が及ばないケースもあるのではないかと懸念しています。

現在は、日本国内の住宅や土地を活用しながら、海外の事業者が海外のウェブサイトを通じて海外の利用者を集客するケースも見られます。こうした形態は、行政から実態が見えにくくなるだけでなく、適法に営業している府内の宿泊事業者や不動産事業者との公平性の観点からも課題があります。

大阪府におかれましては、現場で把握している課題を国に積極的に発信し、制度改正や事業者への対応強化、さらには国際的なルール整備も含めた実効性ある仕組みづくりにつなげていただくことを要望しておきます。

2 部活動の地域展開

次に、部活動の地域展開について伺います。これまでも一般質問等の機会を通じ、家庭の経済状況や住んでいる地域によって子どもの活動機会に格差が生じてはならないという問題意識を申し上げてきましたが、この間の部活動の地域展開の進み方を見ていると、地域クラブが実質的には民間クラブや塾のような扱いになっているように感じ心配しています。例えば、地域クラブの認定要件の一つには可能な限り低廉な参加費を設定することとされていますが、現状は、月謝として1万円以上するクラブもあれば千円以下のクラブもあり、可能な限り低廉な参加費の設定は各地域クラブにとっての低廉であり、子どもたちにとっての低廉にはなっていない現状もあります。

部活動は、単にスポーツや文化芸術活動を行う場ではありません。仲間と目標に向かって努力し、悔しさや達成感を経験し、礼儀や責任感、連帯感を学ぶなど、子どもたちの人間形成に大きな役割を果たしてきたと感じています。私自身も、中学校では野球、高校ではレスリングと、部活動の中で自分自身をつくってきたと感じているだけに、そうした教育的価値は、地域展開の中でも決して失わせてはならないものだと思っていますが、部活動の地域展開にあたり、学校部活動が担ってきた教育的意義の継承や家庭の経済状況や地域によって子どもの活動機会に格差が生じないように、教育庁としてどのように取り組んでいくのか、あらためて教育長にお伺いいたします。

○令和7年12月に策定された国の新たなガイドラインでは、地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出していくことなどの改革の理念が改めて示されたところであり、国の考え方に沿って府としても取り組みを進めているところ。

○また、地域クラブ活動には、競技力向上を主目的としたチーム等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市町村が地域クラブの認定を行う仕組みが新たに構築されたところ。あわせて、認定地域クラブには、今年度、国が創設した補助制度により参加費等の支援が可能となっており、生徒の活動機会の保障が図られている。

○府教育庁としては、部活動が担ってきた人間形成や連帯感といった教育的意義が失われることなく、子どもたちが継続してスポーツや文化芸術活動に親しめる環境が地域で整えられるよう、引き続き市町村における部活動改革の取り組みを支援してまいります。

部活動の地域展開は、市町村立中学校を中心に進んでいます。その先には、公立高校の部活動のあり方も見据えなければならず、この問題は決して他人事ではありません。中学校の地域展開で生じている課題を丁寧に

把握し、将来の公立高校部活動の地域展開も見据えた制度設計につなげていただきたいと思います。

そして、モデル実施として先行して地域展開を行う府内自治体の中には、箕面市のように来年度には学校部活動がなくなる市もあります。国の計画では制度上の改革期間という位置づけだと思いますが、地域の子どもたちにとっては、活動環境が大きく変わる現実そのものです。先行して改革が進む自治体には特段の配慮を強くお願いいたします。

部活動の地域展開が、子どもたちの可能性を広げる改革となるのか、家庭や地域の状況によって活動機会が分かれる改革となってしまうのかは、これからの取り組みにかかっていると思っていますので、教育庁におかれましては思いをもって取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

3 1人1台端末と子どもの発達に資するICT教育のあり方について

次に、1人1台端末と子どもの発達に資するICT教育のあり方について伺います。GIGAスクール構想のもと、大阪府内でも多額の公費を投じて1人1台端末の整備が進められ、いまや端末は、子どもたちの学びを支える重要な基盤として位置付けられていますが、一方で、世界では単にデジタル化を進める段階から、子どもの発達段階に応じて、どの年齢で、何のために、どの程度活用するのかを検証する段階に移っています。デジタル化を先進的に進めてきたスウェーデンでは、紙の教科書や読書、手書き教育へ見直す動きもあり、UNESCOもエビデンスに基づく活用の必要性を指摘しています。

特に小学校低学年は、文字形成、手指感覚、対面コミュニケーションなど、学びと人間形成の土台を育む重要な時期だと思いますが、小学校低学年において1人1台端末がどのように活用されているのか、その実態について教育長にお伺いいたします。

○小学校低学年における1人1台端末の活用については、実体験を通しての学びをより深めたり補ったりするような実践が多くなされているところ。

○例えば、生活科の時間における植物の観察では、子どもたちが実際に実物に触れて観察し、スケッチや文章で表すことに加えて、端末のカメラで撮影し、デジタル写真として継続的に記録することにより、写真を比較しながら変化や成長の様子をより詳しく観察するなどの活用を行っている。

○このように、体験的な学びに加えて、端末を活用することで、視覚的にも分かりやすくなり、他者と共有しながら学ぶ活動も充実しており、子どもの学びはより深まっているものと考えられる。

ICT の活用が、課題解決型学習や協働的な学びの充実につながる可能性があることは理解していますが、端末整備や更新には今後も多額の財政負担が伴い、更新時期を迎えるたびに、市町村から継続的な財政支援を求める声が上がることとも考慮しなければなりません。

活用事例を積み重ねることだけではなく、その活用が子どもたちの成長や学力向上にどのような成果をもたらしたのか、また低学年を含めた 1 人 1 台端末という大規模投資に見合う教育効果があるのかを検証する視点を持ち続けることが大切であると考えますが、府として、今後どのような考え方のもと、発達段階に応じた効果的な端末活用を進めていくのか、教育長に伺います。

○全国学力・学習状況調査の結果から、課題解決型の学習活動を多く取り入れている学校では ICT 機器の活用頻度が高く、課題解決に主体的に取り組む児童生徒ほど、各教科の正答率が高い傾向が見受けられる。

○端末を効果的に活用し、課題解決に主体的に取り組むためには、低学年のうちから端末に慣れ親しむ活動を通して、ICT の基本的な操作の経験を少しずつ積み重ねることが重要と考えている。

○府としては、端末活用を含めた情報活用能力を、義務教育 9 年間を見据え、低学年から発達段階に応じて体系的に育めるよう、令和 6 年に「大阪府情報活用能力ステップシート」を作成したところ。本ステップシートは多くの授業実践事例を参照できるようにしており、市町村及び学校に周知するとともに、活用を促している。

○今後も、各学校が系統的に情報活用能力を育成できるよう支援してまいります。

全国学力・学習状況調査において、ICT 活用頻度と正答率との相関があるとのことでしたが、それをもって直ちに、「低学年からの 1 人 1 台端末整備が学力向上につながっている」と結論づけることは慎重であるべきだと思います。そもそも、どれだけの学校が学力に影響を与えるほど十分な活用ができているのか。その成果が端末活用によるものなのか、学校全体の教育力や指導体制によるものなのか、また低学年からの活用がどの程度影響しているのかについては、丁寧に検証する必要があると思っています。

ICT 教育の推進を否定するつもりはありませんし、これからの時代に情報活用能力を育成する重要性にも全く異論はありませんが、ICT や AI が進化する時代だからこそ、対面で学ぶ力、他者と協働する力、共感する力など、人間ならではの力の重要性はむしろ高まっていくと考えます。

実際に大阪・関西万博では、開催前には「現地に行かなくても WEB で十分ではないか」という声もありました。しかし閉幕後に改めて感じるのは、技術そのものの価値だけではなく、人と人が出会い、同じ空間を共有し、

体験や感動を分かち合うことの価値です。

大阪府には、国の制度を受け身で運用するだけではなく、世界の先進事例にも学びながら、「子どもの発達に本当に資する ICT 教育とは何か」を追求し続けていただき、その成果を積極的に国へ提案していただくことをお願いしておきます。

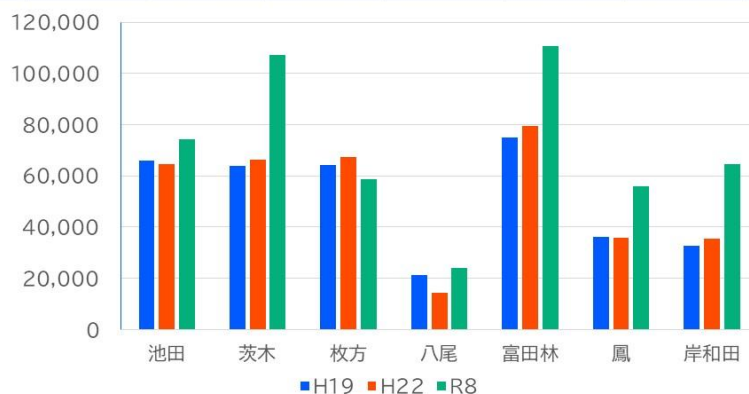
4 道路及び河川の除草対策

次に、道路及び河川の除草対策について伺います。

パネルをご覧ください。

道路及び河川の除草業務に係る予算額

年度	池田	茨木	枚方	八尾	富田林	鳳	岸和田
H19	65,845	63,856	64,172	21,394	74,927	36,229	32,524
H22	64,580	66,196	67,226	14,241	79,318	35,902	35,571
R8	74,126	107,282	58,746	23,900	110,692	55,778	64,598



金額の単位は全て千円、都市整備部の予算資料をもとに作成

1

これは、府内全ての土木事務所へ措置された予算額の推移です。少なくとも平成 19 年から道路や河川の除草については、原則年 1 回を基本に対策に取り組み、平成 20 年の財政再建プログラムの影響もほとんど受けることなく予算措置されてきたことが見てとれます。また近年の物価高騰や労務費上昇に対しても、必要な予算措置を講じながら対応してきたことは令和 8 年の予算額を確認すると一目瞭然かと思えます。

しかし一方で、地域を回る中では、「以前より草が伸びている」「管理が行き届いていない」「維持管理水準が下がったように感じる」といった府民の声が地域に関係なく数多く寄せられております。

これまでの委員会等でのやりとりから、予算や作業量に大幅な縮小がない事は確認しています。ではなぜ本庁が把握している状況、現場職員が感じている実態、そして府民が実際に受け止めている状況との間に認識の乖離が生じているのでしょうか。

予算額や除草延長といった執行実績だけでなく、府民満足度や要望内容

の変化も含め、現在の除草水準が本当に府民ニーズに応えられているのかについて、どのような検証を行っているのでしょうか。

府民からの除草等の日常的な維持管理に関する要望は、ここ 10 年で倍増していると聞いていますが、こうした府民からの要望への対応や社会情勢、環境の変化などを踏まえ、これまで実施してきた除草の水準が適切であるか、検証が必要だと考えますが、都市整備部長の見解をお伺いいたします。

○道路及び河川の除草については、原則年 1 回実施しつつ、府民からの要望や職員のパトロールで対応が必要と判断した箇所を、直営作業などにより追加で実施している。加えて、草丈を一定の高さ以下に保つことなどの性能を規定した業務契約や除草面積を減らすための防草シート設置など、様々な手法により、可能な限り、府民ニーズに対応できるように努めているところ。

○地球温暖化による雑草の発生や生育への影響を分析するため、今年度、試験的に除草する時期を複数回に分け、その後の雑草の繁茂状況を観察し、適切な除草時期の検証を行う予定としている。

○今後、今年度の試行的な取り組みやこれまで実施してきた施策だけでなく、府民からの要望などの分析も進め、より適切な除草対策を検討していく。

私は、除草回数を直ちに増やすべきだということを申し上げたいのではありません。

むしろ、予算は確保され、現場も努力をしているにもかかわらず、本庁の認識と現場の実態、そして府民の受け止め方に差が生じているのであれば、まずはその原因を丁寧に分析することが必要だと考えています。

大阪府はこれまで財政再建を進め、必要な投資も行える状況をつくってきました。今後はその成果の上に立ち、「予算を執行したか」「作業を実施したか」だけではなく、「府民が行政サービスの維持・向上を実感できているか」という視点で行政運営を進めていただきたいと思います。

そのためにも、除草をはじめとする維持管理業務について、本庁、現場、府民の認識の差をしっかりと検証し、必要な見直しにつなげていただくことを強く要望いたします。

5 過疎地域に対する大阪府の取り組みについて

次に、過疎地域に対する大阪府の取り組みについて伺います。府においては、「大阪府過疎地域持続的発展方針」を策定し、過疎地域指定を受ける府内 4 町村の持続的発展に取り組んでいただいているところです。

本方針では、移住・定住、産業振興、交通、医療、福祉など幅広い分野

について方向性が示されており、特に近隣市町との広域連携や交通ネットワークの維持など、市町村単独では対応が困難な課題については、広域自治体である府が主体的な役割を果たすことが明記されています。豊能町や能勢町をはじめとする過疎地域では、人口減少や高齢化が進み、行政運営、人材確保、公共交通の維持など、基礎自治機能そのものの維持が大きな課題となっており、もはや「各町村で頑張ってください」という段階ではなく、府が広域調整役として地域の将来像を示しながら、市町村とともに課題解決を進めていくことが求められていると考えますが、過疎地域持続的発展方針のもと、大阪府としてこれまでどのような成果を上げてきたのか。また今後、過疎地域の基礎自治機能の維持・強化に向け、どのような広域的役割を果たしていくのか、総務部長にお伺いいたします。

○議員お示しの過疎地域持続的発展方針は、本府における今後の過疎地域の持続的発展のための総括的な方針を示すとともに、当該市町村が「過疎地域持続的発展計画」を策定する際の指針となるもの。

○この方針に基づき、関係部局と連携しながら4町村での計画策定を支援しているほか、府が立ち上げた過疎地域勉強会において、各団体の課題等を整理し、有効な取組事例や国の特別な支援制度を活用することで、過疎地域の持続的発展に資する取組を進めてきた。

○さらに、「大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例」の制定を受け策定した基礎自治機能充実強化基本方針では、将来のあり方検討の場づくりや広域連携の促進など、市町村の主体的な取組みに対する支援を行うこととしており、過疎地域4町村をはじめ、小規模な市町村に対して、より丁寧な支援しているところ。

○具体的には、府と能勢町では、令和5年度から6年度にかけて、将来課題と対応策の検討を共同で実施し、課題となった組織の機能強化については、府がサポートしながら、豊能町と共同での採用試験や研修等の実施に向け検討を進めている。また、地域によっては、近隣市町村とともに協議会を設置し、インフラの維持管理をはじめ、将来のあり方等も含めた議論を重ねている。

○今後も、過疎地域の基礎自治機能の充実・強化に向け、広域自治体として引き続き、各団体のニーズを丁寧にお聴きしながら、きめ細やかに支援してまいります。

過疎地域持続的発展計画には、大阪府の役割がかなり明確に示されています。ぜひ、本方針に則り、今こそ府が、単に市町村の取組みを支援する立場にとどまらず、府域全体を経営する視点に立ち、過疎地域を先導していただきますようお願いいたします。

最後に、お願いと決意を申し上げます。

国道477号線 崩落状況



2

6月3日、台風6号の影響により、能勢町内の国道477号線で道路陥没が発生し、通行止めとなっています。国道477号線は地域の生活道路であり、物流、観光、防災を支える重要な道路です。通行止めの区間には、けやきの里という地元野菜の直売所があり、こちらは営業されていて、通行止めであっても直売所までは行っていただけますので、こういったことも含めて、大阪府には丁寧な発信と1日もはやい復旧に向けて、力強く支えていただくことをお願いします。

そして、6月5日、私の政治の師であります上島一彦前大阪府議会議員がこの世を去られました。生前から、人口の少ない豊能町や能勢町にこそ多くの課題があり、その課題を解決することこそがこの地域選出の府議会議員のあるべき姿だと教わってきました。また、水道や消防をはじめとする広域行政の一元化の実現にむけても、並々ならぬ思いを持って取り組んでこられ、その思いやビジョンは常に共有してきました。共有してきた地域への思い、そして大阪の将来ビジョンを胸に、地元の課題に真正面から向き合い、大阪全体への成長へと繋げてまいります。そして、都構想・副首都大阪の実現に向けて、全力で取り組むことをお誓い申しあげて、任期最後の一般質問を終了いたします。



ご清聴いただき誠にありがとうございました。